公益社団法人日本超音波医学会会員の種別、入退会、会費等の取扱い規則

(平成25年4月1日制定) (平成25年4月19日改正) (平成26年5月10日改正) (平成27年8月7日改正) (平成27年10月9日改正) (平成28年4月1日改正)

(目 的)

第1条 会員の種別, 入退会,会費等の取扱いは,定款第3章に定めるもののほか,この規則による. (会員の種別の変更等)

第2条 定款第5条第1項第4号で規定する学生会員だった者が正会員,シニア会員又は準会員の資格に達 し、会員継続の意志がある場合は、正会員、シニア会員もしくは準会員に種別変更手続きを行わなけ

- ればならない.
 2 学生会員で、資格を失った者は退会とする.
 条 定款第5条第1項第5号で規定する賛助会員のうち、5口以上の会費を納入する者は、理事会の承認により、特別賛助会員と称することができる. 会)
- 第4条 本学会の正会員、シニア会員、準会員、学生会員及び賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込手続きを行い、入会金及び当該年度の会費を添えて、理事長に提出しなければならない。
 - 2 入会金は、次のとおりとする. ただし、賛助会員については、入会金を納めることを要しない. 一 正 会 員 2,000円 二 シニア会員 2,000円

 - 準会員 1,500円
 - 四 学生会員 1,000円
 - 3 入会の承認は、会員資格審査担当理事の議を経て、理事会において行う.
 - 理事会が入会を承認しなかったときは、入会申込手続きに添えて提出された入会金及び当該年度の 会費は、これを返還する.

(退 会)

- 第5条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。 2 会費を滞納中の会員が退会しようとする場合、滞納中の会費を納入する.

(会費の納入)

- 会費(会誌購読料を含む)は、毎年度分(4月から翌年3月まで)を当該年度の5月末日までに納入し 第6条 なければならない.
- 第7条 会員の種別の変更を希望する者は、種別変更届けを理事長宛に提出し、会員資格審査担当理事の議 を経て、理事会の承認を得なければならない. ただし、種別の変更は新年度開始日とし、変更後の会 費を適応する.
- 第8条 会費の滞納が5か月以上に及ぶときは、会費を納入した場合でも、滞納期間中の会誌は配布を受け られない.

(在外の会員)

第9条 在外の会員は、郵送料等の必要経費を、会費と別に納入しなければならない、納入金額は、理事会 がこれを定める.

(改 廃)

- この規則の改廃は、規約担当理事の発議により、理事会の決議を得なければならない. 第10条
 - 第4条第2項の変更は、理事会及び総会の決議を得なければならない。

この規則は,一般社団法人の設立の登記の日から適用する.

附

この規則の改正は、平成25年4月19日から施行し、平成25年4月1日から適用する.

附 則

この規則の改正は,平成26年5月10日から施行する.

附 則

- 1
- この規則の改正は平成27年8月8日から施行する. 会費滞納の理由により平成27年3月31日に会員資格を喪失した会員について,平成27年度内に再入会の意向が確認された場合は,27年度の会費と滞納期間中の会費納入をもって超音波専門医、超音波指導医、超音波検査士指導医及び超音波工学フェローに関しては会員資格が継続して いるものとみなし、また、入会申込手続きについては再度行うことを要しないものとする.

附

この規則の第4条以外の改正は平成27年8月8日から施行し、第4条の改正は、平成27年10月10日か ら施行するものとし、ともに遡って平成27年5月24日から適用する.

附

この規則の改正は、平成28年4月1日から施行する.